

裁 決 書

審査請求人 川崎市〇〇区〇〇〇〇〇丁目〇-〇〇
〇〇 〇

処 分 庁 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市長 福田 紀彦

審査請求人が、令和２年１１月３０日付けで提起した審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

川崎市〇〇区〇〇丁目〇〇〇〇－〇、〇〇〇〇－〇の共同住宅（以下「本件建築物」という。）は、平成２５年３月１３日付けで、工事施工者を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「工事施工者」という。）、設計者を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「設計者」という。）及び〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇として、建築主である〇〇〇〇（以下「建築主」という。）から指定確認検査機関〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「指定確認検査機関」という。）あて確認申請書が提出され、同年３月２６日に確認済証が交付された。本件建築物の完成に伴い、平成２５年９月２５日に検査済証が交付された。また、平成２５年９月１０日付けで、建築主を所有者として所有権保存登記がされた。

本件建築物を、平成30年12月15日に建築主から審査請求人が相続した。

しかしながら、本件回答では、本件建築物の構造耐力は法に適合しているとの検証結果であるとともに、構造耐力についての違法性は認められないとの内容であり、求めていたところと内容が異なる。

イ 処分庁が、法第12条第5項に基づく報告書を求めたことは、処分庁に付与された公権力の行使による法に基づいた指導である。

処分庁が、設計施工者及び指定確認検査機関に対し、法第12条第5項の規定に基づく調査を行うこととなった原因は、指定確認検査機関が、建築確認済証を交付した設計図書のうちの構造計算書に計算ミスがあり、これにより基礎スラブに耐力不足が生じていたためである。また、構造計算書において、布基礎の計算における地耐力不足、基礎ばりの短期荷重時応力に対する断面未算定、1階外壁荷重へのタイル荷重未算入等があった。

ウ 設計施工者は、本来必要とされている鉄筋量よりも少なく施工し、手抜き工事を行っていた。また、完了検査では、指定確認検査機関は、その手抜き工事を見逃し、検査済証を交付した。

エ 8月4日付けの報告書では、建築士名、建築士番号の記載のない状態で作成されている。建築士資格を有しない者は、構造計算によって建築物の安全を確かめた旨の証明を出すことはできないため建築士法第20条第2項に違反している。

オ 設計施工者から令和2年10月26日付けで再交付された法第12条第5項の規定に基づく報告書（以下「10月26日付けの報告書」という。）には、8月4日付けの報告書と異なり、安全性の検証を行った資格者の建築士名、建築士番号、建築事務所の記載が書き加えられており、改ざんされたものである。

改ざんによって建築士名が書き加えられることにより、設計責任が変わり、処分庁は、原書の構造計算書の調査結果について回答する必要が無くなった。

つまり、原書の構造計算書の設計者は、本件建築物の構造関係に関する設計責任は無くなり、原書の構造計算書は不適切な構造計算で違法性があった

が、法的拘束を失ったことにより、設計者に設計責任を追及することが法的に不可能になった。

本件回答は、根拠となる報告書に書き加えた時点で法的効力を失っており、処分の根拠として不適切である。

カ 以上の理由から、本件回答の取消を求める。

(2) 処分庁の不作为について

ア 本件回答は、処分庁が、本件建築物に係る審査請求人の申立て内容について、不十分な調査、不十分な審査の状態で、かつ報告書に法違反がある状態で行った誤審査による回答である。

イ 建築物の安全性を判断する建築士名の記載のない書類不備の状態で8月4日付けの報告書を受け付け、さらに本件回答を行った。

ウ 処分庁は、構造計算書の違反内容を記載せずに本件回答を行っており、また、指定確認検査機関に係る建築確認制度に関する一連の不正行為を摘発する権限を法令によって付与されているにもかかわらず機能していない。

エ 以上の不作为があることから、本件回答の取消を求める。

(3) 設計施工者に本件建築物の除却を命ずること

平成25年3月26日付けで指定確認検査機関から確認済証が交付された確認申請図書に基づき、構造計算書と構造図面の審査を行い、本件建築物が構造計算書に基づいて施工されていたかを判定し、本件建築物に違法性があれば、違法性があると判断した上で、設計施工者に本件建築物の除却を命ずる裁決を求める。

2 処分庁の主張

処分庁は、弁明書、同(2)、同(3)、同(4)、同(5)、同(6)及び同(7)並びに口頭審査の陳述で、本件審査請求を却下するとの裁決を求め、おおむね、次のとおり弁明した。

(1) 審査請求人が取消を求める本件回答は、審査請求人からの文書での質問に対

して、本件建築物の安全性検証の過程と本市の見解を示したものであり、行政庁の処分にあたらず、審査請求の対象にあたらない。

なお、10月26日付けの報告書は、8月4日付けの報告書のため、改めて安全性の検証を行った者についての報告のみを求めたものであり、同報告書の内容について改ざんしているものではない。

また、処分庁は、建築士法に係る処分の権限を有していない。

(2)「報告書の根拠となる証拠が不十分な調査、不十分な審査」、「報告書に建築基準法違反がある状態で行った誤審査」及び「法令違反について指定確認検査機関・設計者に対して指導を行っていない」ことについて、これらを処分庁の不作為としているが、審査請求の対象は、建築基準法令に基づく申請に対して何ら処分をしないことに限られることから、いずれも審査請求の対象にあたらない。

(3) 審査請求の対象は、行政庁の処分及び不作為に限られることから、審査請求人が処分庁に対して求める本件建築物の除却命令の交付は、審査請求の対象にあたらない。

3 証拠

(1) 審査請求人は甲第1号証、同第2号証、同第3号証、同第4号証、同第5号証、同第6号証、同第7号証、同第8号証、同第9号証、同第10号証及び同第11号証を提出した。

(2) 処分庁は乙第1号証及び同第2号証を提出した。

4 口頭審査

令和4年1月7日公開による口頭審査を行い、審査請求人 ○○○、処分庁 川崎市長 福田紀彦 指定代理人として、関口隆雄、小林雄一郎が出席した。

裁決の理由

(1) 審査請求人の主張は、本件審査請求において、本件建築物に係る建築確認申請書類には法規定上の疑義があり、それに対してなされた指定確認検査機関の審査が誤っていたことについて、処分庁は本件回答において認め、新たに審査を行い、設計施工者及び民間確認検査機関に対し必要な措置をとるべきだったところ、処分庁による措置は取られなかったことを不作為として、本件回答の取消を請求する旨の主張であるとともに、本件建築物について、違法箇所が認められれば、設計施工者に本件建築物の除却を命ずることを請求する旨の主張であると、審査庁は考える。

(2) そこで、まず、審査庁が掌理すべき審査請求については、法第94条第1項において、「建築基準法令の規定による特定行政庁（中略）の処分又はその不作為についての審査請求は、行政不服審査法第四条第一号に規定する処分庁又は不作為庁が、特定行政庁（中略）にあっては当該市町村（中略）の建築審査会に（中略）に対してするものとする。（以下、略）」と規定されている。

ここでの処分とは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分と同義であり、「行政庁の法令に基づく行為のすべてを意味するものではなく、公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものをいう」（最高裁昭和30年2月24日第一小法廷判決、民集9巻2号217頁）とされている。

(3) 審査請求人が取消を求めている本件回答とは、本件建築物に係る構造耐力が法に適合していることに関する検証結果が提出され、構造耐力についての違法性が認められなかったことについて、設計施工者及び指定確認検査機関から法第12条第5項に基づく報告書が提出されたことに基づき、市の見解を審査請求人あてに単に示した建築基準法令に規定のない事実行為であり、「直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められている

もの」に当たらない。

なお、審査請求人は、処分庁が法第12条第5項に規定する報告を設計施工者及び指定確認検査機関に求めたことは、公権力の行使による法に基づいた指導である旨主張しているが、法第12条第5項は、「特定行政庁、建築主事及び建築監視員に報告要求権を付与したもの」（逐条解説建築基準法（逐条解説建築基準法編集委員会編著 平成24年12月10日株式会社ぎょうせい発行 P. 141）であることから、審査請求人の主張は失当である。

また、審査請求人は、本件回答に当たっての8月4日付けの報告書では、建築士法違反が行われていた旨、主張している。これは、法第94条第1項に言う、「建築基準法令の規定による特定行政庁（中略）の処分又はその不作為」とは異なるものである。したがって、審査請求人が主張することについては、審査庁の審理・判断すべき権限が及ばない事項であるから、審査庁として判断することはできない。

以上から、審査請求人が取消を求める本件回答は、法第94条第1項において規定された処分に当たらず、審査請求人の主張は不適法である。

- （4）審査請求人が主張する不作為について、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第3条では、「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、（中略）当該不作為についての審査請求をすることができる。」と規定しており、同条においてこの不作為とは、「法令に基づく申請に対して何ら処分をもしないこと」と規定されている。

本件審査請求において、審査請求人は、処分庁が、審査請求人の主張する構造計算等の誤りについて、本件回答において建築基準法令に対し違法であることを認めていないことや、本件建築物の設計施工者や指定確認検査機関に対し、このことについて指導しないことなどを不作為と主張しているが、これらは、「法令に基づく申請に対するもの」とは認められず、上記の不作為とは明らかに異なることから、審査請求人の主張は不適法である。

- （5）また、審査請求人は、本審査請求において、設計施工者あて本件建築物の除

却を命ずる裁決を求めている。

審査請求について、審査庁において行う裁決は、行審法第45条及び第46条に規定されている。同法第45条では、「審査請求が不適法である場合の却下裁決、審査請求が理由が無い場合の棄却裁決、(中略)について定めるもの」(「行政不服審査法の逐条解説」宇賀克也著(有斐閣)P. 211)であり、また、同法第46条では、「処分(事実上の行為を除く)についての審査請求を認容する場合の処分の取消しおよび変更の裁決について定めるほか、申請拒否処分を取り消す場合に審査庁が一定の処分をすべきものと認めるときの裁決について定めるものである」(「行政不服審査法の逐条解説」宇賀克也著(有斐閣)P. 215)が、審査請求人が求める設計施工者あて本件建築物の除却を命ずる裁決については、いずれにも該当しないことから、審査請求人の主張は不適法である。

以上のことから、審査請求人が提起した本件審査請求は不適法なものであるから、行審法第45条第1項に基づいて却下することとし、主文のとおり裁決する。

令和4年3月24日

川崎市建築審査会

会 長 田 村 泰 俊 ㊟

教 示

この裁決に不服のある者は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1月以内に国土交通大臣に対し再審査請求をすることができ、また、横浜地方裁判所に対し川崎市を被告として裁決の取消訴訟を提起することができる。この取消訴訟は、裁決があったことを知った日から6箇月を経過したとき又はこの裁決の日から1年を経過したときは、正当な理由があるとき以外は、提起することができない。